

## 職員からの苦情相談に関する規則の運用について（通知）

平成 17 年 4 月 1 日

滋人委第 101 号

職員からの苦情相談に関する規則（平成 17 年滋賀県人事委員会規則第 12 号）の制定に伴い、この規則の運用について下記のとおり定めたので、平成 17 年 4 月 1 日以降は、これに留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

### 記

#### 第 1 条関係

- 1 「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員（法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員を除く。）をいうものであること。
- 2 「勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出および相談」とは、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出および相談をいい、職場の人間関係、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメントおよびパワーハラスメントに関する苦情の申出および相談が含まれること。

#### 第 5 条関係

任命権者は、この条の規定により職員相談員から事情聴取等を求められた職員が当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを請求した場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年滋賀県

条例第 16 号) 第 2 条第 3 号の規定に基づく人事委員会が定める場合に該当するものとして、勤務しないことを承知するものとする。

また、この場合における給与の取扱いについては、職員等の給与の支給等に関する規則(昭和 32 年滋賀県人事委員会規則第 5 号) 第 15 条第 1 項第 6 号の規定に基づく人事委員会の承認があったものとみなすこと。

#### 第 7 条関係

「その他の苦情相談に係る事務に従事する職員」には、職員相談員が助言、指導、あっせんその他の措置または照会その他の調査を行う場合において、当該措置を通じて申出人等に関する秘密を職務上知ることができた関係職員が含まれること。

#### 第 8 条関係

「不利益」には、職員が同僚等から受ける誹謗、中傷等ひぼうが含まれること。

#### 第 9 条関係

この条の第 2 項の「協力する」とは、職員相談員が行う苦情相談の処理に当たり、人事委員会および任命権者が連携して当該苦情相談に係る問題の解決に努めること、そのための連絡体制の整備を図ること等をいうこと。

以上